

## 第13回定例岡山県教育委員会議事録

1 日 時 令和7年11月7日（金）  
開会13時30分 閉会14時53分

2 場 所 教育委員室

3 出 席 者 教育長 中村 正芳  
委員（教育長職務代理者） 上地 玲子  
委員 梶谷 俊介  
委員 田野 美佐  
委員 須江 健治

教育次長 後藤 博幸  
教育次長 佐々木 亨  
学校教育推進監 室 貴由輝  
教育政策課 課長 小林 伸明  
副課長 小野 敏靖  
総括副参事 滝澤 容彦  
高校教育課 課長 鶴海 尚也  
人権教育・生徒指導課 課長 高橋 典久  
財務課 課長 青木 弘明

4 傍聴の状況 1名

5 附議事項

（1）教育委員会事務の点検・評価について

6 協議事項

（1）令和7年11月岡山県議会定例会提出予定案件について  
（2）行政評価の実施結果について  
（3）令和7年度11月補正予算について

7 報告事項

（1）韓国・慶尚南道副教育監の岡山県訪問について

(2) 令和6年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果について

8 その他

9 議事の大要

## 開会

### 非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、協議事項（1）（2）（3）は議会との調整・協議を要するものであることから、教育委員会会議規則第12条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。協議事項（1）（2）（3）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

### 附議事項（1）教育委員会事務の点検・評価について

・教育政策課長から資料により一括説明

(委員)

県立博物館との学校連携について、全学校にリーフレットを配布して周知しているということだが、効果は出ているのか。

(教育政策課長)

リーフレットを配布し、出前授業等の周知を行っているが、学校としての利用は少なく、博物館に興味がある子や特定のサークルなどが利用する程度となっている。今後は、学校や校長会等へ積極的に働きかけ、子どもたちにとって博物館がより身近な存在となるよう努めてまいりたい。

(委員)

総合教育センターで、博物館や美術館を活用した授業の実施方法について学べる研

修プログラム等は、あるのか。

(教育政策課長)

現状そこまでは、できていないが、今後の検討課題とさせていただく。

(教育長)

これより採決に入る。議第 11 号について、原案に賛成の委員について挙手を願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議 11 号は原案のとおり決した。

#### 報告事項（1）韓国・慶尚南道副教育監の岡山県訪問について

- ・高校教育課長から資料により一括説明

(委員)

倉敷まきび支援学校を選定した理由を教えてほしい。

(高校教育課長)

平成 24 年からの行政間友好交流において、岡山県への訪問は、平成 29 年を最後に平成 30 年豪雨災害の影響で途絶えていた。今回の岡山県への訪問では、災害からの復旧・復興、特に教育体制の整備状況を見てほしいという意図が大きい。

(委員)

今回の訪問で、後楽園、岡山城の見学に行くようだが、県立博物館へは行かないのか。

(高校教育課長)

近日に開催される特別展の準備のため見学は困難という結論に至った。

#### 報告事項（2）令和 6 年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果について

- ・人権教育・生徒指導課長から資料により一括説明

(委員)

小学校の対教師暴力増加、非行も増えていることが気になるところである。他県では、生成 AI を使用したメンタル相談窓口を導入しているところもあり、企業によっては、1 年間無料で使用できるプログラム等もあるようだ。生成 AI は、24 時間相談対応ができる点がメリットであり、1 人 1 台端末を活用することもできるため、検討してほしい。

(人権教育・生徒指導課長)

今後研究してまいりたい。

(委員)

いじめの基準や、いじめが発生した場合の、保護者への対応など、教職員を守るマニュアル等があるのか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

生徒指導は「生徒指導提要」に基づいて行っており、特にいじめ対応は「いじめ防止対策推進法」に基づき、法律や県・学校の対策基本方針に沿って組織的に取り組みを実施している。

対教師暴力は、教師の注意や仲裁時に発生するケース等もあり、適切な対応のため、研修や警察との連携を進めている。

**(委員)**

いじめ認知件数の増加は、教師の意識向上により、これまで見過ごされていた事象もいじめとして認識されるようになったためと推測されるが、認知件数が増加しているにもかかわらずいじめ解消率が減少しているのは、いじめ発見後の解消に向けたアプローチが十分に改善されていないということか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

いじめ認知件数の増加は、いじめにつながる可能性のある言動への早期対応を徹底しているためであり、国も肯定的に捉えている。

一方で、いじめの解消率低下の背景には、次の3つの要因が挙げられる。

- ・これまで見過ごされていた、解消に時間のかかる困難な事例が増加していること。
- ・SNS関連のいじめは全体像の把握が難しく、画像削除が困難なため、被害者や保護者の不安が解消されにくく、解消に至りにくいこと。
- ・いじめ解消の定義が「3ヶ月間のいじめの行為がないことと被害者本人・保護者の同意」と厳しく、特に年度末に認知された事案は年度内の解消が事実上不可能なため。

これらの状況を踏まえながら、今後は組織的な対応力と教員個々の支援力の向上により、早期対応と解消率の向上を目指していく方針である。

**(委員)**

いじめの解消率低下について、単なる統計上の「時期ずれ」によるものなのか、それとも実際に長期化し解消に至らない事案が多いのか。

解消までの期間のデータや個別のデータがあれば、より状況が把握できるのではないか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

小中学校のいじめ、経過等の詳細については市町村教育委員会が把握しており、県教育委員会として把握はしていないが、解消が難しいケースが増えていると認識している。

その原因としては、保護者の納得が得られないことや教員の初期対応が十分でなかったことなどが挙げられることから、今後は、教員のいじめ対応への理解促進と、保護者・地域との共通理解を深めることが重要だと考えている。

(委員)

子供同士は、仲直りしているが、保護者が納得していないことがあるということとか。

(人権教育・生徒指導課長)

保護者が納得していないため、子供も学校に行かないままというケースもある。

#### 以 下 、 非 公 開 の た め 省 略

閉会